

議案第26号

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分基金  
基金条例の制定について

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分基金条例を  
次のように制定しようとする。

平成21年3月6日提出

天理市長 南 佳 策

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分基金  
基金条例

(設置)

第1条 大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業(以下「事業」という。)に係る保留地の処分により発生する処分金を事業の資金に充てるため、大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、天理市土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、事業を行うための財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。